

上越市養育費取決め支援助成金交付規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第21号

上越市養育費取決め支援助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、養育費の取決めに関する公正証書等の作成を促進し、養育費の履行の確保を図るため、予算の範囲内で交付する上越市養育費取決め支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公正証書等 養育費を請求する権利を定めた公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書その他債務名義としての効力を有する書類をいう。
- (2) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。
- (3) 養育費保証契約 保証会社が本来の支払人に代わり、養育費を立替払するとともに、当該支払人に養育費を代わりに請求する旨を内容とする契約で、ひとり親が保証会社と締結するもの（契約期間が1年以上のものに限る。）をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、本市に居住するひとり親であつて、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る所得要件（当該支給対象者に係るものに限る。）を満たしているものとする。ただし、過去に助成金の交付を受けた者で、養育費を請求する権利のある同一の相手先との養育費の取決めを行うものを除く。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、養育費の取決めのために必要な費用のうち、第6条第1項の規定による交付申請の日前6月以内に支払った費用で、次に掲げるものとする。

- (1) 弁護士、行政書士その他養育費の取決めに関する専門的知見を持つと市長が認める者

(以下「弁護士等」という。)への相談費用

- (2) 公正証書等の原案の作成に係る弁護士等への依頼費用
- (3) 公正証書等の作成時における公証役場での立会いに係る弁護士等への依頼費用
- (4) 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に規定する手数料
- (5) 家庭裁判所への調停申立て又は裁判に要する戸籍謄本その他必要な書類の取得に要する費用、収入印紙代又は連絡用の郵便切手代
- (6) 弁護士会又は紛争解決手続(以下「ADR」という。)に係る事業者が実施するADRの申込料、依頼料及び家庭裁判所への調停申立てに要する費用
- (7) 養育費保証契約に基づき保証会社に支払う保証料
- (8) その他市長が必要と認める費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、10万円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、上越市養育費取決め支援助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他助成対象経費の支払いを確認することができる書類の写し
- (2) 公正証書等の写し(公正証書等の作成に至らなかった場合にあっては、養育費の公正証書等の作成ができなかったこと理由書(第2号様式))
- (3) 養育費保証契約の写し(当該契約をした場合に限り。)
- (4) 児童扶養手当の受給資格が認定されていない場合にあっては、次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本

イ 市区町村民税の課税証明書

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、上越市養育費取決め支援助成金交付^{決定}通知書(第3号様式)により通知_{却下}するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により当該助成金の交付の決定を取り消し、既に助成金が交付

されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に着手する助成対象経費に対する助成金の交付から適用する。

第1号様式（第6条関係）

上越市養育費取決め支援助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市養育費取決め支援助成金の交付を申請します。

申 請 者	フリガナ		生年月日	年 月 日 歳
	氏 名			
	住 所	(〒 -)		
養育費の取決めの 対象となる児童	フリガナ		生年月日	年 月 日 歳
	氏 名			
	住 所	(〒 -)		
負 担 し た 費 用	<input type="checkbox"/> 弁護士等への相談費用 <input type="checkbox"/> 公正証書等の原案の作成に係る弁護士等への依頼費用 <input type="checkbox"/> 公正証書等の作成時における公証役場での立会いに係る弁護士等への依頼費用 <input type="checkbox"/> 公証人手数料令に規定する手数料 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所への調停申立て又は裁判に要する戸籍謄本その他必要な書類の取得に要する費用、収入印紙代又は連絡用の郵便切手代 <input type="checkbox"/> 弁護士会又はADRに係る事業者が実施するADRの申込料、依頼料及び家庭裁判所への調停申立てに要する費用 <input type="checkbox"/> 養育費保証契約に基づき保険会社に支払う保証料 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める費用			
算 定 基 準 額 （対象経費額）	円			
交 付 申 請 額 ※上限10万円	円			

次の振込口座へ振り込んでください。

児童扶養手当と同じ口座を利用 左記と異なる口座を希望（振込先の記入が必要です。）

振込先	フリガナ							
	口座名義人							
	金融機関名		口座種別	普通・当座				
	支店名		口座番号					
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書その他助成対象経費の支払いを確認することができる書類の写し <input type="checkbox"/> 公正証書等の写し（公正証書等の作成に至らなかった場合にあつては、養育費の公正証書等の作成ができなかったことの理由書（第2号様式）） <input type="checkbox"/> 養育費保証契約の写し（当該契約をした場合に限る。） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給資格が認定されていない場合にあつては、次に掲げる書類 (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本 (2) 市区町村民税の課税証明書							
<p>（個人情報取り扱いに関する承諾欄） 養育費取決め支援助成の決定の審査のため、 の職員が私に係る次の公簿等を 閲覧（確認）することを承諾します。</p> <p>(1) 児童扶養手当資格台帳 (2) 住民基本台帳 (3) 課税台帳</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>								

第2号様式（第6条関係）

養育費の公正証書等の作成ができなかったことの理由書

年 月 日

（宛先）上越市長

氏名

養育費を請求する相手先の氏名	
協議を開始した時期及び期間	年 月 (か月間)
公正証書等の作成ができなかった理由	

第3号様式（第6条関係）

上越市養育費取決め支援助成金交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市養育費取決め支援助成金について、次
と お り 決 定
の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	交付決定額	円
	交 付 条 件	この助成金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。
却 下	理 由	